

## 大町市太陽光発電設備の設計等に関するガイドライン

(趣旨)

第1 このガイドラインは、大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱（以下「設置要綱」という。）に規定する発電設備の設計について、事業者が遵守すべき事項を明示する。

(用語の定義)

第2 このガイドラインにおいて使用する用語は、設置要綱において使用する用語の例による。

(事業地の選定)

第3 事業地の選定に当たり、別表1に掲げる設置を避けるべき区域には、設置を行わないこと。また、その他市長が防災、環境保全又は景観保全等に支障があると特に認める区域については、慎重な検討と配慮を行うこと。

2 太陽電池モジュールの合計出力ワット数が10メガワット以上又は事業地の合計面積が10ヘクタール以上の発電事業については、周辺環境への影響調査を行うよう努めること。

(工作物の離隔と高さ)

第4 事業者は、工作物の設置にあたり、建築基準法第42条第2項に基づき道路後退を行うとともに、隣地境界から可能な限り後退させ、植栽や不透過性のフェンスにより視認性を軽減させること。

2 連続して設置される太陽電池モジュールの内、最下部に位置するもの下端と最上部に位置するもの上端の高低差は原則20メートルまでとすること。

(色彩等)

第5 太陽電池モジュール及びフェンスの色彩は、黒、グレー等の低明度かつ低彩度で目立たないものを使用し、付帯設備の色彩は周辺の景観と調和させること。

(フェンス等の設置)

第6 事業者は、事業地内への第三者の立ち入り及び事故発生を防止するため、隣地境界付近に次の各号に掲げる事項を満たしたフェンス等を設置して事業地を囲うこと。

(1) 高さは、第三者が容易に乗り越えられない程度とする。

(2) 発電設備との距離は、第三者が外部から発電設備に容易に触れることができない程度とする。

(3) 使用材料は、金網や有刺鉄線など第三者が容易に除けないものとする。

(4) 出入口は施錠管理すること。

(5) 外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲示すること。

(雨水排水)

第7 事業地内で適切な排出処理を行い、雨水や土砂の流出を防止するための雨水排水施設処理基準を次の各号のとおり定める。

(1) 雨水浸透施設等は、社団法人雨水貯留浸透技術協会「雨水浸透施設技術指針案」、長野県建設部「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」、長野県林務部「林地開発許可制度の手引き」等の最新版に基づき計画をすること。

(2) 計画雨水流出量は、次の式により算定すること。ただし、降雨強度は長野県土木部河川課の「長野県内の降雨強度式(最新版)」により算定すること。

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$$

Q : 計画雨水流出量 (m<sup>3</sup>/秒)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 集水面積 (ha)

(3) 流出係数は、次の表に掲げる数値を標準とする。

種別	流出係数
屋根	0.85～0.95
道路	0.80～0.90
浸透アスファルト	0.50
その他の不浸透面	0.75～0.85
水面	1.00
間地	0.85～0.95
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
勾配の緩い山地	0.20～0.40
勾配の急な山地	0.40～0.60

(4) 影響係数は0.81とする。

(5) 雨水を既存の水路又は河川等へ放流する場合は、放流先水路、河川等の施設管理者及び水利組合等と協議を行い、同意を得ること。

(造成)

第8 造成の設計にあたっては、事業地及びその周辺の地形、地質、地盤条件等の土地条件、過去の災害記録等を調査し、必要な措置を講ずること。

2 事業地の区域の地形、形質等の変更を最小限にとどめ、土砂の移動を伴うものにあっては、暗渠排水の設置、段切り等を行い、多量な土砂の移動を極力避けること。

3 切土、盛土等の法面は、芝張り、植栽等により保護すること。

4 高さが5メートルを超える盛土または切土は、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設置し、小段には排水施設を設けること。ただし、切土は勾配が30度を超える場合を対象とする。

- 5 盛土材料は、せん断強度が大きく圧縮性の小さい土を使用するものとし、ベントナイトその他の有機物を含んだ土は使用しないこと。
- 6 盛土に際し、地山の切株、雑草、腐植土等は、撤去すること。
- 7 盛土に際し、地盤面に湧水又は地下水がある場合は、暗渠等を用いて排水すること。
- 8 段切り等の措置は、地山の傾斜が15パーセント以上の場合に行うものとし、段切りに当たっては、高さ0.5メートル以上、幅1メートル以上の段をとること。
- 9 擁壁は、国土交通省制定「土木構造物標準設計図」、長野県土木部監修「設計基準(1) [共通・道路・土木構造物標準設計図]」及び公益社団法人日本建築士会連合発行「構造図集擁壁」に準じ設置すること。

(その他)

第9 このガイドラインに定めのない事項及び疑義等については、その都度市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

区域名	関係法令等	
<b>地すべり防止区域</b>	地すべり等防止法等	信州暮らしの マップ
地すべり危険箇所		
地すべり危険地		
山地災害危険地区		
<b>急傾斜地崩壊危険区域</b>	急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律	
急傾斜地崩壊危険箇所		
<b>砂防指定地</b>	砂防法	
土石流危険溪流		
土石流危険区域		
<b>土砂災害特別警戒区域</b>	土砂災害防止法	
土砂災害警戒区域		
浸水想定区域	水防法	
<b>風致地区規制地域</b>	大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例 大町市風致地区図	
<b>景観形成重点地域</b>	長野県景観条例 国道 147・148 号沿道景観育成重点地域図	
<b>国立公園・国定公園・都市公園</b>	自然公園法・都市公園法	
第 1 種低層住宅専用地域	都市計画法 大町市用途地域図	
第 2 種低層住宅専用地域		
第 1 種中高層住宅専用地域		
第 2 種中高層住宅専用地域		
<b>保安林</b>	森林法	
地域森林計画の対象民有林		
<b>農業振興地域内の農用地区域（青地）</b>	農業振興地域の整備に関する法律	
<b>第 1 種農地（農地転用不可農地）</b>	農地法	
<b>鳥獣保護区</b>	鳥獣保護法 長野県鳥獣保護区等位置図及び区域説明書	
<b>文化財指定地</b>	文化財保護法	
埋蔵文化財包蔵地		
<b>水資源保全地域</b>	長野県豊かな水資源の保全に関する条例	
<b>自然環境保全地域</b>	長野県自然環境保全条例	
<b>郷土環境保全地域</b>		

※太字は設置を避けるべき区域（原則として設置を行わない区域）、細字はその他市長が防災、環境保全又は景観保全等に支障があると特に認める区域（慎重な検討と配慮が必要な区域）。